

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に関する被災事業者支援制度・相談窓口

令和7年7月31日
商工総務課

1 支援制度

(1) 福島県中小企業制度資金【県独自制度】

外的変化対応資金（自然災害により影響を受けた中小企業者）

【問合せ先】

- ・融資の申込：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、J A）
- ・制度内容の照会：福島県経営金融課 ■連絡先 裏面相談窓口

(2) 災害復旧貸付の実施【災害救助法適用*を踏まえた国の措置】

今般の津波により被害・影響を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付等を実施するもの。

【問合せ先】日本政策金融公庫 / 商工組合中央金庫 ■連絡先 裏面相談窓口

(3) セーフティネット保証4号の適用【災害救助法適用*を踏まえた国の措置】

今般の津波の影響により売上高が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用するもの。（近日中に官報にて地域の指定について告示予定）

【問合せ先】福島県信用保証協会 ■連絡先 裏面相談窓口

(4) 既往債務の返済条件緩和等の対応【災害救助法適用*を踏まえた国の措置】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の津波により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請するもの。

(5) 小規模企業共済災害時貸付の適用【災害救助法適用*を踏まえた国の措置】

被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用するもの。

【問合せ先】中小企業基盤整備機構 東北本部 企業支援部 企業支援課
■連絡先 裏面相談窓口

※本県においては、1市2町（いわき市・広野町・新地町）に災害救助法が適用されています。（7/31現在）

2 相談窓口

(1) 県の相談窓口

<経営関係>

- 福島県経営支援プラザ（福島県産業振興センター）（電話：024-525-4039）

<制度資金関係>

- 福島県経営金融課（電話：024-521-7288）

<雇用・労働関係>

- 中小企業労働相談所（電話：0120-610-145）
- ふくしま生活・就職応援センター（電話：0244-23-1239（南相馬）、0240-23-7880（富岡）、0246-25-7131（いわき））
- ふるさと福島就職情報センター（電話：024-525-0047）
- 福島県雇用労政課（電話：024-521-7289）

(2) 災害救助法適用を踏まえた特別相談窓口

- 福島県よろず支援拠点（福島県産業振興センター）（電話：024-954-4161）
- 日本政策金融公庫
 - ・福島支店（中小企業事業）（電話：024-522-9241）
 - ・福島支店（国民生活事業）（電話：0570-008503）
 - ・いわき支店（国民生活事業）（電話：0570-008545）
 - ・会津若松支店（国民生活事業）（電話：0570-009386）
 - ・郡山支店（国民生活事業）（電話：0570-009629）
- 商工組合中央金庫
 - ・福島支店（電話：024-526-1201）
 - ・会津若松営業所（電話：0242-26-2617）
- 福島県信用保証協会（電話：024-573-5265）
- 県内 10 商工会議所
 - ・福島商工会議所（電話：024-536-5511）
 - ・郡山商工会議所（電話：024-921-2600）
 - ・白河商工会議所（電話：0248-23-3101）
 - ・原町商工会議所（電話：0244-22-1141）
 - ・会津喜多方商工会議所（電話：0241-24-3131）
 - ・相馬商工会議所（電話：0244-36-3171）
 - ・須賀川商工会議所（電話：0248-76-2124）
 - ・会津若松商工会議所（電話：0242-27-1212）
 - ・いわき商工会議所（電話：0246-25-9151）
 - ・二本松商工会議所（電話：0243-23-3211）
- 福島県商工会連合会（電話：024-525-3411）
- 福島県中小企業団体中央会（電話：024-536-1261）
- 全国商店街振興組合連合会（電話：03-3553-9300）
- 中小企業基盤整備機構 東北本部 企業支援部 企業支援課（電話：022-716-1751）
- 東北経済産業局 産業部中小企業課（電話：022-221-4922）